

1 本資料の位置づけ

本資料は、「静岡市児童相談所一時保護所棟増築工事 設計施工一括プロポーザル」において、

設計・施工を行う事業者が、一時保護所という施設の特性や日常の生活実態を正しく理解し、本市が求める設計の考え方や配慮事項を具体的にイメージできるよう補足的に示す参考資料として作成したものです。

本資料は、以下の公表資料を前提に、それらを補完する目的で提供するものであり、新たな要求水準や義務条件を追加するものではありません。

- 資料1：プロポーザル説明書
- 資料2：工事仕様書
- 資料3：技術提案評価基準

なお、本資料に記載する内容は、本市が把握している一時保護所における生活実態や過去の事例を整理したものであり、これらの事例をすべて排除することを一律に求める趣旨ではありません。

2 一時保護所という施設の特性

(1) 児童相談所と一時保護所の役割

児童相談所は、家庭や学校、関係機関からの相談に応じ、児童の抱える課題や置かれている環境を把握した上で、児童一人ひとりにとって最も適切な支援を行うことを目的とした行政機関です。

一時保護所は、児童福祉法に基づき、虐待、養育放棄(ネグレクト)、家庭環境の急変、非行など、さまざまな事情により家庭で生活することが困難となった児童を、一定期間、一時的に保護するための施設です。

(2) 一時保護児童の多様性と行動特性

一時保護所には、幼児から高校生までの幅広い年齢層の児童が入所します。心身の状況や特性もさまざまで、知的障害や精神的な課題を抱える児童、発達障害の特性が見られる児童、親からの虐待経験により心身に不調がある児童、非行経験のある児童などが、最大 20 人が同じ空間で集団生活を送ります。

多くの児童は、

- ・ 突然家庭を離れることになったこと
- ・ この先どこでどのように生活するのか見通しが立たないこと

などから、強い不安や動揺を抱えています。

例えば、年少児であれば泣き続けたり職員から離れられなくなったりする行動が見られ、高年齢の児童では無口になる、逆に感情的な言動が増えるといった反応が見られることがあります。

また、気持ちの整理がつかず、

- ・ 壁や床を叩く、物を投げる
- ・ 他の児童や職員に対して強い言葉を向ける
- ・ 突然走り出す

などの衝動的な行動に出やすい児童もいます。さらに、他者との距離感がつかみにくく、集団生活やコミュニケーションが苦手な児童もいます。

衝動的な行動がみられる児童への支援として、現在は、児童が集団から離れて個室で生活できる環境を整えたり、職員が一对一で話を聞く・一緒に活動するなどの個別支援を行ったりしています。

このような児童が同時に生活する施設であることから、一時保護所には一般的な寄宿舍や住宅とは異なる、安全面・管理面への特別な配慮が求められます。

(3)一時保護中の生活環境

一時保護中の児童は、原則として学校への登校は行わず、施設内で決められた日課(次ページ参照)に沿って生活します。安全確保や個人情報保護の観点から、私物の持ち込みには制限があり、学校名や連絡先などの個人情報のやり取りも禁止されています。

また、基本的にはユニット内(敷地内)で生活し、自由に外出する時間はありません。小学生以上の児童が取り組む学習の時間のみ、ユニット内ではなく、既存棟の共有フロアにある学習室にて学習を行います。

一時保護所は、児童にとって生活範囲や行動が制限されることから、閉鎖的に感じたり、強い緊張やストレスを抱えたりする児童が少なくありません。

(参考) 一時保護所の日課例

	月	火	水	木	金	土	日	幼児
6:45	きしょう せんめん 起床 (おきる)・洗面 (かおをあらう)							
7:20	あさ かい あいさつ・朝の会							
7:30	あさ は 朝ごはん・歯みがき							
8:30	たいそう きよしつ せいり ラジオ体操・居室の整理・トイレ、水分補給・学習計画							保育 ※金曜 日は散 歩
9:00-9:15	どくしょ 読書 (土曜日は作文)							
9:20-10:00	がくしゅう じかんめ 学習 (1時間目)							
10:10-10:50	がくしゅう じかんめ 学習 (2時間目)							
11:00-11:40	がくしゅう じかんめ 学習 (3時間目)	おおそうじ 大掃除		がくしゅう じかんめ 学習 (3時間目)				
12:00	ひる は 昼ごはん・歯みがき							
13:30-14:30	こうさく 工作・ さぎょう 作業	うんどう 運動	DVD かんしやう 鑑賞	運動・ レク	こうさく 工作 ・ さぎょう 作業	じゆう 自由 じかん 時間	じゆう 自由 じかん 時間	昼寝 入浴
14:40-15:10	がくしゅう じかんめ 学習 (4時間目)							
15:10	おやつ							
15:25	じゆうじかん にゆうよく 自由時間・入浴 (お風呂) ※小さい子から							
17:30	そうじ							
18:00	ゆう は 夕ごはん・歯みがき							
18:40	じゆうじかん にゆうよく 自由時間・入浴 (お風呂) ※大きい子							
20:00	につき 日記							就寝
21:00	あいさつ・ふとんしき							
21:30	しゅうしん 就寝 (ねる)							

3 一時保護所において想定される主な事故・トラブルの事例

以下は、本市の一時保護所等において、実際に発生又は発生の恐れが確認されている事例の一部を整理したものです。

(1) 無断外出に関する事例

- 扉や窓をこじ開け、破損して外部に出ようとする
- 塀、壁、建具等をよじ登って外部へ出ようとする
- 欄間や建具の隙間、天井裏等を経由して移動しようとする

設計上の留意点の例

- 登る・すり抜ける行為を助長しにくい形状・納まりへの配慮
 - 点検口、天井裏、欄間等が移動経路とならない構成
-

(2) 転倒・衝突に関する事例

- 廊下や居間等で走り出し、転倒して負傷する
- 出入口や曲がり角で他児や職員と衝突する

設計上の留意点の例

- 床の段差を極力生じさせない計画
 - 出隅・角部の処理や、見通しを確保した平面計画
-

(3) 転落に関する事例

- 高所からの飛び降りや、飛び降りを試みる行動
- 手掛かり・足掛かりとなる設備や建具を利用して高所へ登ろうとする

設計上の留意点

- 窓、設備機器、手すり等の配置や寸法への配慮
 - 手足を掛けて高所へ登ろうとする行動を誘発しにくい立面・断面計画
-

(4) 挟まれ事故に関する事例

- 扉が閉まる直前に手足や身体を差し込もうとする行動

設計上の留意点の例

- 開閉時の安全性に配慮した建具の選定
 - 過度に重量のある建具を避けることによるリスク低減
-

(5) 児童間トラブル・器物損壊に関する事例

- 児童間のいじめ・けんかや衝突
- 壁、床、建具等を叩く・蹴るなどの器物損壊

設計上の留意点の例

- 破損時の補修・交換が比較的容易な内装材の選定
 - 職員が状況を把握しやすい視認性の確保
-

(6) 自傷行為・危険行為に関する事例

- 明確な危険物以外の身の回りの物を用いた自傷行為
例：筆記用具や備品を壊した破片でのリストカットなど
- 突起や引っ掛かりを利用しようとする行動
例：窓から外に出る・押入れの点検口から天井裏に入る
ドアノブや扉のクレセント錠に足を掛けて欄間から抜け出すなど

設計上の留意点の例

- 手足を掛けられるような突起や引っ掛かりを生じさせない納まり
 - 紐状の物を結び付けやすい構造を極力避ける配慮
-

(7) 個人情報情報の交換・私物の隠匿に関する事例

- 建具や間仕切りの隙間を利用した手紙等の受け渡し
- 寝具、天井裏、間仕切り内等を利用した部屋間の行き来や私物の隠匿

設計上の留意点の例

- 天井・壁・床の納まりにおいて不必要な隙間を生じさせない
 - ドアや扉、隔壁の隙間への配慮
-

4 技術提案にあたっての考え方

本資料に記載した事例は、一時保護所において特殊な例ではなく、日常的に起こり得る行動やリスクを整理したものです。

本市が求める「家庭的な設え」とは、

- 児童が落ち着いて生活できる環境であること
- 同時に、事故やトラブルを未然に防止し、職員が安全に見守りやすい構造であること

を両立させた設計を意味しています。

参加事業者においては、資料1～3および本資料の趣旨を踏まえ、**実際の生活場面を具体的に想定した技術提案を行うことを期待します。**

※本資料は、一時保護される児童がどのように施設内で過ごすのかを具体的にイメージしてもらうための補足資料であり、技術提案評価基準における「児童の事故防止」「視認性の確保」等の評価項目を補足的に説明するものです。評価はあくまで評価基準に基づき総合的に行います。